



事業者排出量削減計画書制度における特定事業者の第三計画期間 計画書取りまとめ結果について

京都市では、市域における温室効果ガス排出量を削減するため、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）に基づき、市域における温室効果ガス総排出量の約1/4を占める大規模排出事業者（以下「特定事業者」という。）の自主的な排出量削減を図ることを目的として、特定事業者等から提出された排出量削減の計画書及び報告書を総合的に評価し、公表を行う「事業者排出量削減計画書制度」を運用しています。

この度、第三計画期間（平成29～31年度）における計画書を取りまとめましたので、お知らせします。

記

1 温室効果ガス排出量

計画書の提出があった137事業者の温室効果ガス排出量を集計した結果、第三計画期間の排出量削減計画は、表1のとおりとなりました。

期間中の事業者全体の総排出量（年平均値）は約185.1万トンで、基準年度（平成26～28年度）から6.5%削減する計画となっています。

また、部門別では業務部門8.7%、産業部門2.6%、運輸部門4.6%の削減となり、全ての部門において制度で定める目標削減率（業務3%、産業2%、運輸1%）を達成する計画となっています。

表1 第三計画期間の温室効果ガス排出量（計画値）

部門	事業者数※1 (者)	温室効果ガス排出量 (単位:万トン-CO2)		計画-基準 排出量増減率※4 (%)
		基準年度 排出量※2	計画 排出量※3	
合計※4	137	198.1	185.1	▲6.5
業務	82	119.6	109.1	▲8.7
産業	34	53.8	52.4	▲2.6
運輸	21	24.8	23.6	▲4.6

※1 計画書の提出事業者数（任意提出者を含む）

※2 平成26～28年度排出実績の年平均値

※3 当制度における評価の対象となる排出量の計画期間中（平成29～31年度）の年平均値

※4 各排出量的小数点第2位を四捨五入しているため、合計値及び増減率については表中の排出量から計算される数値と合わない場合がある。

提出された計画書における部門別の主な取組内容は、次のとおりです。

＜業務部門＞

- 空調や照明のより適正な運用管理及び高効率機器への更新
- クールビズ及びウォームビズの取組強化
- 環境マネジメントシステムの実践的な運用

＜産業部門＞

- 生産設備（蒸気ボイラ、コンプレッサ等）の高効率機器への更新
- 生産工程の稼働率、サイクル向上など生産量に見合う適正な運転管理

＜運輸部門＞

- エコカーやアイドリングストップバスの導入
- 宅配車両の小型化及び地域性を考慮した自転車・台車による集配
- エコドライブの実践及び車両点検に環境項目の追加

2 総合評価結果

提出された計画書における総合評価の結果は、表2のとおりとなりました。

137事業者のうち、約7割がA評価以上の計画となっています。

また、S評価事業者（34者）は、表3のとおりです。

表2 第三計画期間の計画書評価ごとの事業者数一覧 (単位：者)

部門	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価	合計
業務	22	40	10	10	0	82
産業	6	16	9	3	0	34
運輸	6	10	2	3	0	21
合計	34	66	21	16	0	137

表3 第三計画期間の計画書S評価事業者一覧 (五十音順)

部門	事業者名			
業務	イオンリテール株式会社	イズミヤ株式会社	SGシステム株式会社	株式会社王将 フードサービス
	京都市	京都市教育委員会	京都市上下水道局	地方独立行政法人 京都市立病院機構
	京都信用金庫	京都ステーション センター株式会社	国立大学法人 京都大学	京都中央信用金庫
	京都府公立大学 法人	株式会社 近鉄・都ホテルズ	医療法人財団 康生会	株式会社ジェイア ール西日本伊勢丹
	医療法人 新生十全会	西日本電信電話 株式会社	日本生命保険 相互会社	学校法人 佛教教育学園
	マルホ株式会社	学校法人立命館		

産業	三洋化成工業株式会社	株式会社 島津製作所	株式会社DNP テクノパック	日新電機株式会社
	日本電産株式会社	株式会社 堀場製作所		
運輸	京都市交通局	京都バス株式会社	近畿日本鉄道株式会社	京阪バス株式会社
	佐川急便株式会社	洛東タクシー株式会社		

< S 評価 >

制度の目標削減率を2倍以上達成する計画であり、かつ原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減及び重点対策実施率においても優れた計画である事業者

< A 評価 >

制度の目標削減率を達成する計画である事業者

< B 評価 >

制度の目標削減率が未達成の計画であるが、原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減、重点対策実施率等で一定以上の計画である事業者

< C 評価 >

制度の目標削減率が未達成の計画である事業者

< D 評価 >

エネルギー使用量の把握、排出量削減の目標設定等ができていない事業者

【ホームページへの掲載】

各事業者の事業者排出量削減計画書（要綱第2号様式）は、次のホームページ（京都市情報館）に掲載しております。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000233178.html>

事業者排出量削減計画書制度の概要

・ 特定事業者の該当要件

区 分	要 件
大規模エネルギー使用事業者	事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギー使用量が、原油に換算して1,500キロリットル以上の事業者
大規模輸送事業者	トラック100台以上、バス100台以上、タクシー150台以上を保有する運送事業者 鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者
その他の温室効果ガス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して3,000トン以上の事業者

・ 事業者排出量削減計画書制度の計画期間と評価時期

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
第一計画期間	❶計画書	❶-23報告書	❶-24報告書	❶-25報告書						
第二計画期間				❷計画書	❷-26報告書	❷-27報告書	❷-28報告書			
第三計画期間							❸計画書	❸-29報告書	❸-30報告書	❸-31報告書

※ 各計画期間において削減実績が特に優れた事業者には表彰を行っている。

・ 事業者排出量削減計画書制度における目標削減率と総合評価

